

{ 課題 }

次期（平成26～28年度）における電波利用共益事務として、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進のための補助金の交付を行うことについてどう考えるか。

{ 論点 }

- 1 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」（平成25年7月17日発表）においては、「ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備を推進すべきである。その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である。」とされている。
- 2 当該中間とりまとめを踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。

検討の方向性

(1)ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所(中継局等)を整備すること及びこれに対する一定の公的支援の必要性については「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」においてとりまとめられている。本検討会においては、電波利用料を活用することについての考え方を明らかにする必要がある。この点については、以下の意見がある。

意見①：平時の都市型の難聴対策として、中継局整備を行うことが本当にコストパフォーマンスがいいのか。「radiko」やNHKの「らじる★らじる」などが聴けるのであれば、事業者にとっても、携帯の基地局整備を支援したほうがいいという話になるかもしれない。（吉川構成員）

意見②：AMは国際的な周波数調整が必要であり、AMを日本で使わなくなった場合、ほかの国がその周波数帯を使ってしまうため、日本として国益の観点から重要性があり、これに鑑みて検討することが必要。（森川構成員）

意見③：ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対する財政支援の実現のため、（電波利用料財源も含めた）国費による支援を希望する。（ニッポン放送・和歌山放送等放送事業者30者、高知県、和歌山県、日本民間放送連盟、兵庫県）

意見④：ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対して、電波利用料財源による支援を希望。（愛媛県、静岡県、宮城県、FM802、徳島県、匿名）

意見⑤：電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要。（テレビ金沢・山陽放送等放送事業者26者、日本民間放送連盟）

意見⑥：新たな用途（ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備）追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論すべきである。ラジオ放送の難聴対策に電波利用料を充当すべきではない。（ソフトバンク※・Wireless City Planning等電気通信事業者4者）

(2)いずれにしても電波利用料の用途として位置づける場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした事務という性格に合致する施策であること、また、無線局免許人の理解を得られることが必要である。

- 3 こうした点に十分配慮して、引き続き具体的な検討を進めていくことが適当ではないか。

第4章 提言

前章までに見てきたとおり、放送は、インターネット等の通信とは異なり、輻輳による情報伝達の途絶が無く、かつ即時性、説得性が高い特性から、災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段として、極めて重要な役割を担っている。特に消費電力が少なく電池のみで受信機が長時間稼働するラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアとして、東日本大震災においてその高い有用性が改めて認識された。（第1章参照）

一方で、ラジオ放送については、地理的要因、電子機器の普及や建物の堅牢化等による新たな難聴、送信所の防災や老朽化、加えて、バックアップ設備の導入や災害放送の高度化・高速化の必要性、広告収入の減少等厳しい経営環境等、様々な課題に直面している。（第2章参照）

こうした中で、放送が、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるようにするため、国、放送事業者、その他関係者は、放送ネットワークの強靱化に関する次の取組を早急に行うことが必要である。

1 放送ネットワークの強靱化

(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靱化

災害時において、被災情報、避難情報といった生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、難聴対策、災害対策として、周波数状況等を踏まえ、送信ネットワークの強靱化を推進する必要がある。

① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備

ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備を推進すべきである。

その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である⁴⁸。

ただし、AMラジオ放送が使用している周波数は、海外にも広く伝搬するため、周波数の確保には外国主管庁との国際調整が必要とされており、ひとたび放送をやめた後にその周波数で再開することは容易ではなく、また、我が国で使用周波数が減少すると外国から到来する不要なAM波が増加する可能性も高まる。このため、FM波による中継局の整備に伴い、AM局を廃止することについては、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要である。

⁴⁸ 基幹放送用周波数使用計画（昭和63年総務省告示第661号）により、AM放送の外国波混信対策のためのFM波による補完的な中継局の設置が認められている。また、平成4年度から平成17年度の間、民放AMラジオの難聴地域におけるAM中継局の整備に対し、国庫補助制度が措置されていた（民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業）。

これまでの主な意見

- 平時の都市型の難聴対策として、中継局整備を行うことが本当にコストパフォーマンスがいいのか。「radiko」やNHKの「らじる★らじる」などが聴けるのであれば、事業者にとっても、携帯の基地局整備を支援したほうがいいという話になるかもしれない。（吉川構成員）
- AMは国際的な周波数調整が必要であり、AMを日本で使わなくなった場合、ほかの国がその周波数帯を使ってしまうため、日本として国益の観点から重要性があり、これに鑑みて検討することが必要。（森川構成員）
- ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対する財政支援の実現のため、（電波利用料財源も含めた）国費による支援を希望する。
【ニッポン放送・和歌山放送等放送事業者29者、高知県、和歌山県、日本民間放送連盟、兵庫県】
- 平成25年度には、「周波数有効利用促進事業」（デジタル防災ICTシステム等の整備）25億円が新たな用途として追加されたところであるが、報告書（案）は、17ページにおいて、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策への財政支援について今後検討するとしている。このようにして、際限なく用途を追加していくべきではない。【個人】
- 電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないように配慮が必要。【テレビ金沢・山陽放送等放送事業者25者、日本民間放送連盟】
- ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対して、電波利用料財源による支援を希望する。【静岡県、宮城県、宮城県、FM802、徳島県、匿名】
- 現在の電波環境において、情報伝達手段としてAMラジオが適正かどうか、十分な検討が必要。また、財政支援措置の財源が一般財源か電波利用料財源かは行政当局の判断によるものとする。本報告書で提言された課題は妥当。【静岡第一テレビ】
- 放送ネットワークの強靭化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機の整備などへの国の補助や税制支援を行うことは効果的であり、強靭化の為の投資が二重投資となって中継局を設置するのであれば、その財源に電波利用料を活用することは理解出来る。
【広島テレビ放送】
- 新たな用途（ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備）追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論するべきである。ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用（150億円見込み）に電波利用料を充当するべきではない。【ソフトバンク・Wireless City Planning等電気通信事業者4者】
- アナログ方式のラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について、当該中継局の電力を検討する前提として「中波放送が大都市中心部で聴くことができていない」という実態を、まずは急ぎ明らかにすべき。上記調査を踏まえたうえで、中波放送に限らず、等しく超短波放送も、難聴解消のために必要な整備の検討がなされるべきであり、それが実現した際には、中波放送局と超短波放送局を公平に扱うことを願う。また今後制度整備が進むことが想定されるV-Lowマルチメディア放送については、国民の安心安全の確保という観点からも、中波放送や超短波放送と等しく扱われることを希望する。具体的には、民間単独で整備するのが困難な難視聴が発生する地方においては、当該地方自治体が送信設備を整備する措置などに財政的支援をしていただくことにより、地域間格差を解消することを検討していただきたい。【エフエム東京】
- 災害時の難聴対策としてのラジオの強靭化への財政支援を要望する。その財源としてまずは一般財源からの充当が妥当と思われる。また、電波利用料の活用も考えられるが、地デジ化という国策の完全終了に向けて歳出規模の抑制を目指すべきであり、新たな用途には慎重な議論が必要。【テレビ東京】

注：□ は構成員の意見、➤ はパブリックコメントで寄せられた意見

參考資料

1. ラジオの機能的なメリット

- (1) 一斉同報型のメディアであり、災害時等においても輻輳や通信障害が発生しない。
(音質はスマートホン等を経由する「radiko」等に劣る)
- (2) 乾電池で長時間稼働（数週間程度）。停電時においても放送番組を聴取可能。
- (3) 操作が簡便であり、高齢者等にとっても起動や選局が容易。

※特に(1)、(2)については携帯電話では代替できないラジオのメリット。

2. radikoの現状

- (1) 民放ラジオ68局と放送大学が参加（2013年6月時点）。
(全国各地で県域放送を聴取できるわけではない) (※1)
- (2) 2013年4月の月間ユニークユーザ(※2)は約1,300万人。
ラジオの週間接触率は63.9%(※3)。
- (3) 一般的にAMで5秒程度、FMで2秒程度の遅延(ネットワークの状況によって異なる)。
(多くの局はradikoでは緊急速報を提供していない)
- (4) CMも含めたサイマル配信であり、ラジオ事業者はインターネット配信によって追加の収益が上がるビジネスモデルになっていない。

(※1) 青森県、秋田県、山形県、山梨県、岡山県、山口県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県(10県)においては、ラジオNIKKEIと放送大学しか聴取できない。

(※2) ユニークユーザとは、パソコン、スマートホン等それぞれで回数にかかわらず利用した人数の合計。
(1人が複数のデバイスで聴取した場合はデバイス毎に1ユニークユーザとカウント)

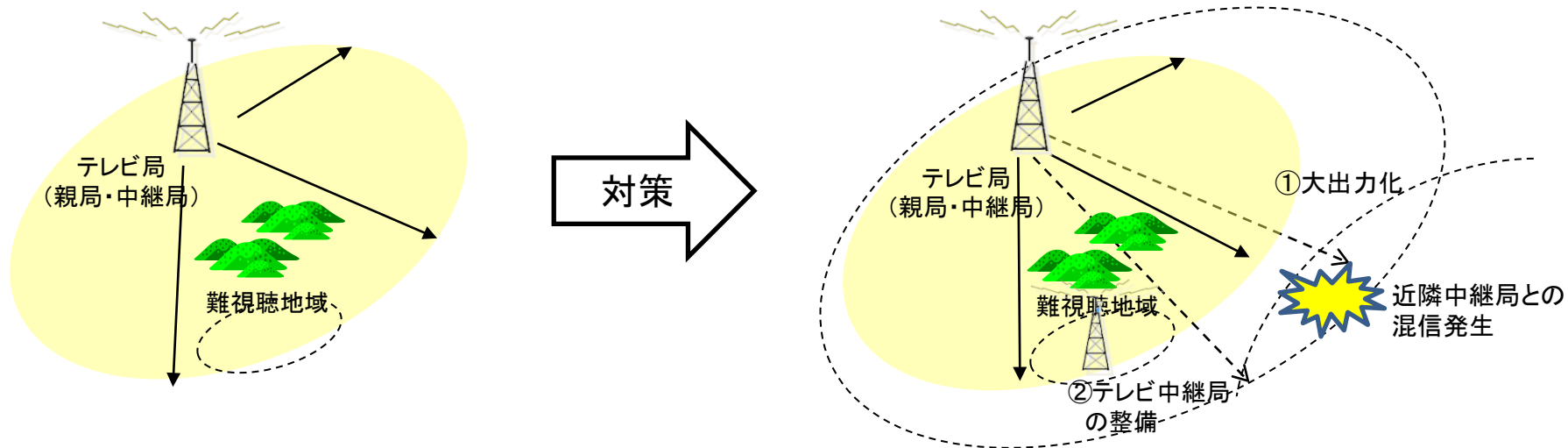
(※3) ビデオリサーチ社調べ。2013年4月15日(月)～21日(日)の1週間のデータ。

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

＜電波法第三百条の二第四項＞

- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。
- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
 - 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
 - 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
 - 四 電波の人体等への影響に関する調査
 - 五 標準電波の発射
 - 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
 - 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
 - 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
 - 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
 - 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
 - 十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
 - 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業等（実施中）



- 難視聴解消の方策としては、①大出力化、又は、②小電力の中継局の整備、があるが、混信を生じさせず、電波を有効利用(節減)するには②が適当。
 - ⇒ 電波有効利用は無線局全体の受益 ⇒ 電波利用料で措置
- こうした電波有効利用により、効率的ネットワークを構築。

(注)携帯電話等エリア整備事業についても、同様の手法がとられている(その際、「テレビ局」は「携帯基地局」に相当)

ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備事業について



- 本事業においても電波有効利用(節減)により、難聴解消を行う点は同じ。
- 節減した電波は、新たな置局(コミュニティFM等)や、今後のネットワーク再編(注)に活用。
 - ⇒ 電波有効利用は無線局全体の受益 ⇒ 電波利用料で措置を検討
- (注)2020年頃までにAM局の大半が更改期となる
- 同様の考え方により、「都市難聴」などにも対処(詳細は精査が必要)。

| 補助事業 | 備考 |
|--|--|
| <p>①携帯電話等エリア整備事業(基地局及び伝送路)</p> <p>携帯電話等の不感地域における携帯電話の基地局整備及びエントランス回線の整備を支援。H25予算25億円。</p> | <p>基地局を整備する自治体及びエントランス回線を整備する事業者に対して最大2/3補助。</p> |
| <p>②電波遮へい対策事業</p> <p>鉄道、道路トンネル等において携帯電話の利用を可能とする中継施設等の整備を支援。H25予算20億円。</p> | <p>施設整備を行う法人に対して最大1/2補助。</p> |
| <p>③地デジ中継局整備事業</p> <p>「新たな難視」を解消するための中継局の整備を支援。 H25予算6億円。</p> | <p>中継局を整備する事業者等に対して最大2/3補助。</p> |
| <p>④デジタル混信対策事業</p> <p>「デジタル混信」を解消するため、放送局の改修(チャンネル切替工事等)を支援。H25予算20億円。</p> | <p>改修を行う事業者に対して工事費用の2/3を補助。</p> |
| <p>⑤辺地共聴施設整備事業</p> <p>山間部等における共聴施設の新設等の整備を支援。 H25予算7億円。</p> | <p>共聴施設の設置者又は市町村に対して最大2/3補助。</p> |
| <p>(参考)AM難聴解消事業(一般財源)</p> <p>AMの難聴解消のための中継局の整備を支援。 (H4~H13、予算総額約20億円。)</p> | <p>中継局を整備する自治体に対して最大1/3補助。</p> |

- 平成4年度から平成17年度までの間、AMラジオ中継局整備に対して国庫補助を適用。これを活用して自治体が中継局整備への協力を行った事例あり。
- 中継局の設置によりラジオ難聴の解消が図られ、災害情報等の地域情報の提供手段を確保。

民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業

① 制度概要

民放中波ラジオが良好に受信できない地域において、その解消を図るための中継施設を整備する事業に対して、所要経費の一部を国が補助。

② 実施期間

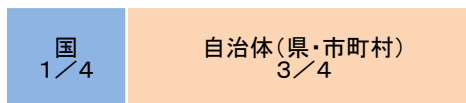
平成4年度から平成17年度まで

③ 補助率(平成17年時のスキーム)

・過疎地等の場合



・過疎地等以外の場合



④ 事業実績

市町村の協力により、30中継局が整備。

| 年度 | 中継局数 |
|------|------|
| H4年度 | 8局 |
| H5年度 | 5局 |
| H6年度 | 1局 |
| H7年度 | 3局 |
| H8年度 | 2局 |

| 年度 | 中継局数 |
|-------|------|
| H9年度 | 7局 |
| H10年度 | 1局 |
| H11年度 | 1局 |
| H12年度 | 1局 |
| H13年度 | 1局 |
| 合計 | 30局 |

※ 実施案件は全てAM中継局。

※ H14年度～H17年度は実施案件なし。

| 事業者 | 中継局 | (局数) | | | |
|----------------|----------|-----------|----------|----------|-------------------|
| | | 全体計画 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度～ 平成30年度 |
| AM事業者 (47社) | 都市型難聴対策等 | 182 (37社) | 21 (17社) | 48 (14社) | 113 (21社) |
| | 親局の補完 | 81 (32社) | 21 (17社) | 13 (9社) | 47 (18社) |
| | 中継局の補完 | 101 (28社) | 0 (0社) | 35 (11社) | 66 (15社) |
| | 地形的難聴対策等 | 17 (6社) | 2 (1社) | 0 (0社) | 15 (5社) |
| FM事業者 (51社) | 地形的難聴対策等 | 40 (14社) | 1 (1社) | 2 (2社) | 37 (11社) |
| 合計 (98社) | | 239 (51社) | 24 (19社) | 50 (16社) | 165 (34社) |

注1) コミュニティ放送、短波放送、NHKは記載していない。

注2) 放送ネットワークの強靱化に関する検討会における中継局設置意向調査の結果等を基にとりまとめたもの。(今後の変更の可能性あり)
全体計画における整備費用の総額は約150億円。